

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

小千谷市では、学齢児童生徒が就学するために必要な費用を負担することが困難な方に対して、学用品費などを支給する『就学援助制度』を設けています。申請は年度ごとに必要です。前年度認定者も申請が必要です。

1. 対象者

以下の条件のいずれかに該当し、かつ、「2. 認定基準」に当てはまる方が対象となります。

- (1) 小千谷市に住所を有し、小千谷市立の小・中・特別支援学校（小・中学部）に在学している児童生徒の保護者
- (2) 小千谷市に住所を有し、小千谷市立以外の小・中学校に在学している児童生徒の保護者
- (3) 小千谷市外に住所を有し、小千谷市立の小・中・特別支援学校（小・中学部）に在学している児童生徒の保護者

※ 条件ごとに対象となる援助費目が異なります。詳しくは「3. 援助の内容」をご覧ください。

2. 認定基準

- (1) 世帯の前年（令和5年分）総所得金額が、下表の目安に当てはまる世帯

基準額の目安 ※あくまでも目安であり、家族構成や世帯員の年齢によって異なります。また、下表は令和5年度の基準額であり、令6年度は基準額が一部上がる可能性があります。基準額に当てはまるかどうか迷われる場合は、申請することをお勧めします。

※申請受付後、教育委員会で所得を調査し、審査します。

家族構成（例）		令和5年分 総所得
2人世帯	母(36歳)、子(小3)	約191万円以下
3人世帯	父(38歳)、母(36歳)、子(小3)	約253万円以下
4人世帯	父(42歳)、母(38歳)、子(中2)、子(小3)	約324万円以下
5人世帯	祖母(65歳)、父(42歳)、母(38歳)、子(中2)、子(小3)	約373万円以下
6人世帯	祖父(68歳)、祖母(65歳)、父(42歳)、母(38歳)、子(中2)、子(小3)	約422万円以下



令和5年度の基準額を参考に載せています。
令和6年度は基準額が一部上がる可能性があります。

- (2) その他 上記所得額での認定以外であっても、次の①②のいずれかに該当する方

①次のいずれかの項目に該当する方

該当理由	必要となる添付書類（写し可） ※「-」は添付書類不要を表します。
令5年度または令和6年度に	-
生活保護が停止または廃止された	-
世帯全員が市民税非課税	-
児童扶養手当を受給している	-
生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸与決定通知書
市民税を減免された	-
個人事業税を減免された	個人事業税減免決定通知書
固定資産税を減免された	-
国民年金保険料を免除された	国民年金保険料免除申請承認通知書
国民健康保険料を減免された	-

②生活保護を受けている方

修学旅行費と医療費が対象です。

3. 援助の内容（令和6年度金額：年額）※金額は変更になることがあります。

援助費目		内 容	小学校	中学校	対 象
学用品費等	学 用 品 費	通常必要とする学用品購入費	定額支給 11,630円	定額支給 22,730円	全学年
	通 学 用 品 費	通常必要とする通学用品購入費	定額支給 2,270円	定額支給 2,270円	小1・中1除く
	校 外 活 動 費	宿泊なし（交通費、見学料等）	実費支給 限度額 1,600円	実費支給 限度額 2,310円	全学年
		宿泊あり（交通費、見学料等）	実費支給 限度額 3,690円	実費支給 限度額 6,210円	全学年
	新入学児童生徒 学 用 品 費 等	入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品購入費	定額支給 54,060円	定額支給 63,000円	小1・中1／入学前支給を 受けていない者 小6／2月1日認定者（※1）
	修 学 旅 行 費	交通費、宿泊費、見学料等	実費支給	実費支給	小6、中2又は中3 修学旅行実施日現在認定者
	体育実技用具費	スキー用具購入費	定額支給 26,500円	定額支給 38,030円	小1・小4、中1 スキー授業実施校で 12月1日現在認定者
	生 徒 会 費	生徒会費として徴収された金額		実費支給 限度額 5,550円	中学全学年
	PTA会費	PTA活動費用として徴収された金額	実費支給 限度額 3,450円	実費支給 限度額 4,260円	該当者
	オ ン ラ イ ン 学 習 通 信 費	教育活動の一環として行う家庭学習等のためのオンライン通信費	定額支給 14,000円	定額支給 14,000円	全学年
	学 校 給 食 費	学校給食費として徴収された金額	実費支給	実費支給	全学年
医 療 費	学校保健安全法で指定された病気（結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病など）の医療費	実費支給 ※別紙「就学援助費（医療費）について」 を必ずお読みください。		該当者	
日本スポーツ振興センター共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付にかかる共済掛金のうち保護者負担額の一部	保護者負担額の半額		該当者	

※1 翌年度4月1日以降も引き続き小千谷市に住所を有する方に限り入学前支給を行います。支給を受けた後に他の市町村へ転出した場合は、支給した新入学学用品費を返還していただきますので、あらかじめご了承ください。

住所地と学校所在地による援助費目対照表

在学する学校 住所	小千谷市立の 小・中・特別支援学校（小・中学部）	小千谷市立以外の 小・中学校
小千谷市内	全ての費目	学用品費等
小千谷市外	学校給食費、医療費、 日本スポーツ振興センター共済掛金	—

4. 援助を受けるための手続

援助を希望される方は、下記のとおり申請してください。

- (1) 提出書類 「就学援助申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に提出してください。
 - ・申請書は、学校から1学期開始後に全児童生徒に配付されます。 小千谷市ホームページからダウンロードする
もできますので、印刷してご利用ください。
 - ・必要な方は申請書のコピーを取り、控えとして保管してください。
- (2) 添付書類 4ページ「就学援助制度の申請に必要な添付書類について」をご覧ください。
- (3) 振込口座 指定された保護者口座へ振り込みます。
- (4) その他 令和5年分の所得の申告がお済みでない方は、申告を済ませてください。未申告の場合は、審査できない場合があります。

提出締切 令和6年4月30日（火）まで ※締切厳守

4月中に申請の場合、4月1日付けの認定になります。

5月以降は、申請書を提出した翌月の1日付けの認定となります。

提出先 通学している学校 または小千谷市教育委員会教育・保育課（健康・こどもプラザ あすえ～る 2階）

「就学援助申請書」を記入し、申請書と一緒に配りした封筒に入れ、提出してください。

小学生と中学生がいる世帯の方は、中学校または教育委員会へ書類を提出してください。

5. 認定および就学援助費の支給時期

- (1) 審査結果 認定・否認定の結果は、7月下旬（予定）に郵送でお知らせします。

なお、就学援助費の支給に関する事務処理等のため、就学援助の認定をしたときには、校長へ通知しますので、あらかじめご了承ください。

- (2) 支給方法 支給は年3回（令和6年9月、令和7年1月、令和7年4月の各月末）に分けて口座に振り込みます。

小学6年生は新入学学用品費の入学前支給がありますので、令和7年2月末にも振込みがあります。

（申請から支給までの流れ）



6. 申請する前に必ずお読みください

申請者全員から下記のことについて、同意いただることになっています。

- 就学援助の対象となる学校諸経費または学校給食費について、原則3か月以上の未納が発生した場合、就学援助費を通学している学校長口座へ振り込みます。
- 小学6年生の新入学学用品費について、支給を受けた後に他の市町村へ転出した場合は、支給した新入学学用品費を返還していただきます。

お問い合わせ先：小千谷市教育委員会 教育・保育課 学校教育係 TEL0258-83-3519

就学援助制度の申請に必要な添付書類について

申請書には、以下の書類を添付してください。

- 振込先口座の通帳の写し（表紙裏面の見開き部分）
- その他、次の〔1〕～〔3〕に該当する方は、記載の添付書類が必要です。

〔1〕昨年度までに申請していない方（就学援助制度で個人番号（マイナンバー）を報告したことがない方）

（1）と（2）の書類を「マイナンバー報告書」へ貼り付け、申請書と併せて提出用封筒へ入れてください。

（1）申請者の個人番号（マイナンバー）確認書類	（2）申請者の身元確認書類
<p>（申請者本人以外の方の分は不要です）</p> <p><u>下記のいずれか1つの個人番号確認書類の写し</u></p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）カード（裏面）</p>  <p><input type="checkbox"/> 通知カード</p>  <p><input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票 など</p>	<p>（申請者本人以外の方の分は不要です）</p> <p><u>下記のいずれか1つの身元確認書類の写し</u></p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号（マイナンバー）カード（表面）</p>  <p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート）の写真のページ <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真つき） <input type="checkbox"/> 写真つき社員証 <input type="checkbox"/> 写真つき学生証 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 など</p>
	<p><u>上記の身元確認書類の写しが困難な場合は、下記のいずれか2つの写し</u></p> <p><input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真なし） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 写真なし社員証 など <input type="checkbox"/> 源泉徴収票、国税や地方税の領収証書、納税証明書</p>

〔2〕1ページ「2. 認定基準」（1）に該当し、小千谷市外から通学している児童生徒の保護者

次の書類を、申請書と併せて提出してください。

- お住まいの市町村が発行する所得証明書（成年の世帯員および未成年で収入のある世帯員の全員分）
- ※令和6年度（令和5年分）の証明書は6月中旬以降に発行されます。先に申請書を提出し、証明書は6月末日までに提出してください。

〔3〕1ページ「2. 認定基準」（2）①のうち「生活福祉資金の貸付を受けている」、「個人事業税を減免された」、「国民年金保険料を免除された」のいずれかに該当する方

次の書類を、申請書と併せて提出してください。

- 該当理由ごとの「必要となる添付書類」（1ページ参照）

※その他、審査のため必要となる書類がある場合、教育委員会から申請者へ連絡させていただくことがあります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）および小千谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例に基づき、就学援助の申請に係る事実についての審査に関する事務にマイナンバーを利用します。